

平成 31 年度予算及び事業の早期執行について

1 平成 31 年度（2019 年度）海ごみ関連予算について

- ・環境省は、平成 31 年度当初予算で 4 億、平成 30 年度 2 次補正予算で 31 億要求。
- ・回収処理を実施する都道府県は、平成 30 年度 2 次補正予算で対応予定。
- ・平成 30 年度 2 次補正予算は国土強靱化のための予算として措置されているため、不要、不急な場所を回収箇所として選定しないようにと環境省から指示。
- ・平成 31 年度の内示時期は 2 月末頃予定。

2 回収処理の早期執行及び効率的な実施について

- ・平成 31 年度は 4 月 1 日に環境省から交付決定を受けられるよう調整中。
- ・4 月 1 日時点で各部に分任、令達する予定であるので、4 月～5 月での早期執行も検討して頂きたい。
- ・過去 2 年、宮古土木事務所が発注した事業について、入札不調が相次いでいる。年度末になると、作業を実施する業者や廃棄物受け入れ業者も多忙になり、対応できなくなる可能性がある。
- ・環境省は、回収必要性の吟味、効率的取り組みを実施している都道府県には、優先的に補助金を交付するとの意向である。

3 海岸漂着危険物対応マニュアルの作成について

- ・ガスボンベや内容物不明のポリタンクなど、危険性のある漂着物が見つかった場合の対応マニュアルについて作成予定である。
- ・ガスボンベの対応方法については、県産業政策課若しくは沖縄県高圧ガス保安協会に確認することが望ましい。



海岸漂着物等地域対策推進事業

2019年度予算(案) 400百万円 (400百万円)
平成30年度第2号補正予算(案) 3,100百万円

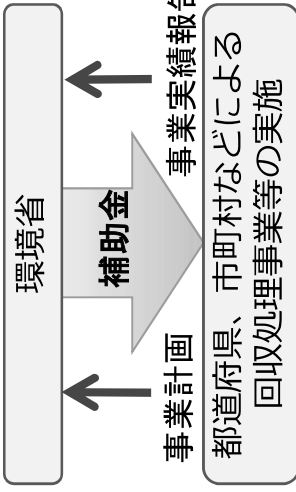
資料3-1

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

(補助率)

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1 / 2、定額※（※流域圏を含む地域計画を策定する場合は100万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。）
 - 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9 / 10 ~ 7 / 10
- さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランテニアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図る。

概要：平成30年7月豪雨等の記録的豪雨を踏まえ、大量に発生した漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するために、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を行う緊急対策を実施する。

府省庁名：環境省

漂流・漂着物等の回収・処理

箇所：37都道府県の海岸・港湾

○海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画を作成している都道府県。

期間：2020年度まで

実施主体：都道府県、市町村

内容：漂流・漂着物等の回収・処理等を行うことにより、再漂流や散乱を防止し、船舶の航行や漁業操業、交通インフラに支障が生じることを防止

達成目標：台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸線の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗



機構ホーム	アスベスト(石綿)健康被害の救済	汚染負荷量試算申告のご案内	大気環境・ぜん息などの情報館	環境研究総合推進費	地球環境基金の情報館	PCB廃棄物処理助成業務	最終処分場維持管理積立金管理業務
-------	------------------	---------------	----------------	-----------	------------	--------------	------------------

地球環境基金とは 基金へのご支援 助成について 研修・講座について 全国ユース環境ネットワーク JFGE ENGLISH

機構ホーム > 地球環境基金の情報館 > 助成について > 助成金の募集 > 募集の流れ > 平成31年度地球環境基金助成金募集のお知らせ

▶▶ 助成について

平成31年度地球環境基金助成金募集のお知らせ



平成31年度地球環境基金助成金を募集いたします。

環境再生保全機構は、国の出資金と民間からの寄付金により基金（地球環境基金）を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、日本国内外の民間団体（NGO・NPO）が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動（実践活動、知識の提供・普及、調査・研究等）に対し、助成金の交付を行っています。

環境保全活動に意欲的に取り組まれている団体が積極的に応募されることを期待しています。

昨年度との変更点

- 受付期間の早期化（昨年よりも1週間程度早くなります）
募集案内公表 平成30年10月5日(金)
受付期間 平成30年11月5日(月)～平成30年12月5日(水) 新規・継続共通
内定予定 平成31年3月上旬頃（予定）
- SDGs（持続可能な開発目標）に係る要望書様式の変更
要望書に、要望する活動に該当するSDGsの目標及びターゲットの項目を記載する様式を追加しました。
- 要望書類提出先及び提出方法の変更
事務効率化の観点から、今回より受付業務を外部委託することといたしました。
提出先及び当機構へ持参されましても受け付けることができませんのでご注意ください。
詳しくは『募集期間』をご覧ください。

地球環境基金助成金では、以下の8種類の募集を行います。

- (1) はじめる助成**
地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からの環境保全のボトムアップの充実を目指す支援制度
- (2) つづける助成**
地域に根ざすことなどを目標して始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援する制度
- (3) ひろげる助成**
課題解決能力等に広きかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援制度
- (4) フロントランナー助成**
日本の環境NGO・NPOが中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援制度
- (5) プラットフォーム助成**
日本の環境NGO・NPOが他のNGO・NPOなどと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援制度
- (6) 復興支援助成**
東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通して、これら地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度
- (7) 特別助成**
東京2020大会の開催に向け、環境面でレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す支援制度
- (8) LOVE BLUE助成**

助成について
助成金の募集
募集の流れ
Q&A
募集案内（PDFファイル） 7.27MB
募集案内（LOVE BLUE助成） （PDFファイル）5.57MB
要望書関係様式のダウンロード
助成金説明会
交付・支払申請など
助成先
助成団体の検索

**環境NGO・NPO
オンラインデータベース**

環境保全活動を行っている日本の団体情報を検索・閲覧することができます。

情報コーナー
報告書
広報資料
NGO・NPO向け融資情報
リンク集

集まれ! GreenFriends
子どものための環境学習情報サイト

adobe readerダウンロード
PDF形式のファイルはadobe readerが必要です。

(一社) 日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト
 ※LOVE BLUE助成について、詳しくはこちらをご覧ください

募集期間

平成30年11月5日(月)～平成30年12月5日(水) 新規・継続共通

提出先は以下のとおりとし、提出方法は「レターバックプラスまたはレターバックライト」のみの受付とさせていただきます。(海外からの送付を除く。)

提出先及び当機構へ持参されましても受け付けることができませんのでご注意ください。

提出先

平成31年度地球環境基金助成金交付要望書受付事務局
 〒462-0861 愛知県名古屋市中区辻本通1-11
 株式会社プロセスユニーク内
 TEL: 052-914-1374
 FAX: 052-915-1523

助成の対象となる団体

「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」が対象であり、具体的には次の団体が対象となります。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人(公益社団法人若しくは公益財団法人を含む)又はこれに準ずる非営利法人((2)に該当するものは除く。)
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 法人格を有していない民間団体で一定の要件を満たすもの

助成の対象となる活動

民間団体が行う環境保全に資する活動で、次のいずれかに該当するものです。

- イ. 国内に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動
 - ロ. 海外に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動
 - ハ. 国内に主たる事務所を有する民間団体による国内における環境の保全を図るための活動
- ※当基金以外の国又は国の機関から補助・助成等を受ける活動等は除かれます。

募集の種類等

助成金交付要望に当たっては、次の種類に応じて募集を行います。

(1) はじめる助成

助成期間	1年間(1団体1回限り)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 地域に根ざした活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・ 団体設立から10年以下であること ・ 過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと
年間助成金額	50万円～300万円(イ・ロ・ハ案件)

(2) つづける助成

助成期間	最大3年間(1団体1回限り)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 同種の環境保全活動を継続的に続けることを目指す活動 ・ 様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・ 直近3年間にはじめる助成(旧入門助成)を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること
年間助成金額	50万円～300万円(イ・ロ・ハ案件)

(3) ひろげる助成

助成期間	最大3年間(ひろげる助成を連続して6年間受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること

年間助成金額	200万円～800万円（イ案件） 200万円～600万円（ロ・ハ案件）
--------	--

（４）フロントランナー助成

助成期間	原則3年間（要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。ただし、フロントランナー助成を5年間受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）
対象となる活動	新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所を日本国内に有していること 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	600万円～1,200万円（イ・ハ案件）

（５）プラットフォーム助成

助成期間	最大3年間（国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。）
対象となる活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること 事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	200万円～800万円（イ・ハ案件）

（６）復興支援助成

助成期間	最大3年間
対象となる活動	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	100万円～500万円（ハ案件）

（７）特別助成

助成期間	原則1年間
対象となる活動	大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、持続可能な社会づくり等に取り組む活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
年間助成金額	200万円～600万円（ハ案件）

（８）LOVE BLUE助成

助成期間	最大3年間
対象となる活動	清掃活動など、水辺の環境保全活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	継続分を含む寄附総額の範囲内（1年間あたり） ※平成31年度は総額1350万円（ハ案件）

審査重点事項など

平成31年度の審査に当たっては、下記（１）～（７）の事項を優先的に配慮して採択案件の選定を行います。（LOVE BLUE助成を除く。）

【活動分野の配慮事項】

- 地球温暖化防止に資する活動
- 生物多様性の保全に資する活動
- 循環型社会の形成に資する活動
- 有害物質による被害防止のための取組
- 東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

- パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動
- 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動
- 国際的な視点を持つ活動

【海洋ごみ対策への重点的な支援】

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の活動を重点課題としています。
詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

助成の対象となる活動の期間

平成31年(2019年)4月1日～2020年3月31日

募集案内の入手方法

環境再生保全機構ホームページからダウンロードできます。

また、印刷物も作成しますので入手を希望される方は下記までご連絡下さい。

お問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階
TEL : 044-520-9505 FAX : 044-520-2192

▲ [このページの先頭へ](#)



[プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#) | [著作権・リンクについて](#) | [ソーシャルメディアポリシー](#) | [基本方針\(特定個人情報等\)](#)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部

TEL : 044-520-9505 FAX : 044-520-2192 法人番号 : 8020005008491

Copyright, Environmental Restoration and Conservation Agency. All rights Reserved.

地球環境基金は、 海洋ごみ対策を重点的に支援しています。



海洋ごみ問題が深刻化しています。

海域においてマイクロプラスチックが海洋環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあること及びその処理が困難であることから、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策は喫緊の課題になっています。

このままでは、次のような被害が想定されます。

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
(海洋生物によるごみの誤飲・誤食、海浜植物の成長阻害など)
- ・船舶航行への影響
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響

現在、日本国内の海岸にさまざまなごみが漂着しています。

海岸での漂着ごみの事例



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

漂着物の例



漁具



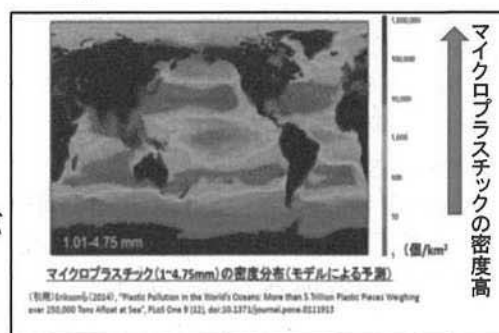
ポリタンク



洗剤容器

海洋ごみは、日本国内だけでなく、
地球規模の問題です。

海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっており、北極や南極でもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もあります。



海洋ごみには陸上起因のものも多く、海洋ごみ対策として、日常におけるプラスチックの使い方についても考えていく必要があります。

—マイクロプラスチックとは—

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。マイクロサイズで製造されたプラスチックによるものと、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されてマイクロサイズになったものがあります。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

国は海洋ごみ問題対策を推進しています。

- ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止
- ・海外漂着物処理推進法改正(平成30年6月15日改正)
海洋環境の保全の観点等の追加、マイクロプラスチック対策など
- ・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)
プラスチック資源循環戦略の策定など

また、国は、海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして「民間団体等の多様な主体の適切な役割分担と連携の確保(海岸漂着物対策を総合的克効果的に推進するための基本的な方針(平成22年3月30日閣議決定))」を柱の一つとして掲げており、海洋ごみ対策において、環境NGO・NPO等の民間団体に期待される役割は非常に大きいものとなっています。

このような状況を踏まえて、

地球環境基金では、平成31年度助成金募集に当たり、
重点配慮事項として「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策」を掲げました。



(想定される助成活動の一例)

- ・実践(海辺におけるごみの清掃活動、プラスチック容器のリデュース、リサイクル)
- ・調査研究(海洋ごみの分布、生態系への影響)
- ・知識の提供・普及啓発(プラスチック容器のリデュース、分別意識向上、リサイクル)
- ・海洋ごみに関する国際連携 など

平成30年度助成活動事例

ひろげる助成

一般社団法人JEAN
「海のプラごみ汚染問題解決に向けた連携ワークショップの開催と普及啓発活動の拡大」(280万円)



マイクロプラスチックの分類作業

LOVE BLUE助成

(特非)グリーンパートナーおかやま
「海ごみから流域環境を考えるプロジェクト」(100万円)

平成31年度地球環境基金助成金では、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の活動を重点課題としていますので、助成金要望書類の提出をお待ちしています。
要望書類の提出について、詳しくは募集案内をご覧ください。

お問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階
TEL/044-520-9505 FAX/044-520-2192

平成 30 年度 宮古地区 第 2 回海岸漂着物回収事業担当者会議

次第

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| 1 | 平成 31 年度海岸清掃予定箇所及び平成 30 年度実績について | P1-9 |
| 2 | 平成 31 年度予算及び事業の早期執行について | P10-12 |
| 3 | その他（地球環境基金助成金の紹介） | P13-18 |

1. 平成31年度海岸清掃活動予定

宮古土木事務所

年月日	清掃場所
	島尻海岸
	多良間村普天間海岸(仮置きしている漂着物の処分のみ)
	多良間村前泊海岸(仮置きしている漂着物の処分のみ)
	長間海岸
	吉野海岸
	前浜海岸
	渡口の浜
	ヤマトウ浜・ウハマ

宮古農林水産振興センター 農林整備班

年月日	清掃場所
	新城海岸
	浦底海岸
	長北海岸
	狩俣東部海岸

多良間村 住民福祉課

年月日	清掃場所
	多良間島(前泊港東海岸)・水納島(ハナレ岬)

セブンシーズ宮古島、NPO法人宮古島海の環境ネットワーク

年月日	清掃場所
平成31年4月21日	未定
平成31年5月17日	未定
平成31年5月18日	未定
平成31年6月19日	狩俣東海岸
	その後の日程は未定ですが、10月、11月、12月に1回ずつを予定しています。

2. 県(海岸管理者)や市町村において回収事業を実施して欲しい海岸

・回答無し

3. 海岸漂着物対策に関する意見

セブンシーズ宮古島、NPO法人宮古島海の環境ネットワーク

意見
回収事業を実施してほしい海岸、というのは特にありませんが、回収事業として、一般ボランティアが集めた海岸ゴミのクリーンセンターへの搬入を行って欲しいです。

4. その他の意見

・回答無し

宮古島市環境衛生課

平成30年度 海岸漂着物回収事業実施場所 調査票

貴所属・団体において、平成30年度中に実施した海岸漂着物の回収事業、海岸清掃活動の実績について御記入下さい。
可能であれば実施箇所の地図も御提供下さい。

No.	年月日	回収事業実施海岸	回収量	
			(kg)	(m ³)
1		カギンビーチ		6.8
2		保良海岸		19.8
3		渡口の浜		10.3
4		アスノ海岸		4.1
5		高野海岸		20.8
6		パイカマ		6.1
7		崎保東海岸		4.5
8		西の浜		4.6
9		水浜海岸		0.9
10		大浦海岸		9
11		ワエント		11.7
12		親海の浜		2.3
13		佐和田の浜		0.9
14		新城海岸		11.7
15		真謝海岸		11.7
16		前浜ビーチ		9
17		吉野海岸		4.6
18		ムスノ浜		0.9
19		ヤマトハマ		2.3

(2) 海岸漂着物の回収量

水納島、多良間島の海岸漂着物の調査地点別品目別回収個数と容量を表 2.1-10 に、調査地点別品目別回収容量の割合を図 2.1-10～図 2.1-11 に示す。

水納島のハナレ崎では、約 300m の範囲において、約 11m³ の海岸漂着物を回収した（表 2.1-10）。回収した海岸漂着物の品目別の容量では、発泡スチロール類が約 35% と最も多く、次いでペットボトルが約 24%、その他プラスチック類が約 22%、漁業用ブイが約 13% を占めていた（図 2.1-10）。

次に、多良間島の前泊港東では、約 200m の範囲において、約 9m³ の海岸漂着物を回収した（表 2.1-10）。回収した海岸漂着物の品目別の容量では、発泡スチロール類が約 54% と最も多く、次いでその他プラスチックが 18%、ペットボトルが 14%、漁業用ブイが約 12% を占めていた（図 2.1-11）。

水納島と多良間島の品目別容量割合を比べると、両島ともに発泡スチロール類の割合が最も高いが、次に水納島ではペットボトル、多良間島ではその他プラスチックの割合が高い結果となった。

表 2.1-10 調査地点別・品目別の回収個数と容量

素材	調査地点		水納島 ハナレ崎		多良間島 前泊港東		総計 水納島 ハナレ崎 多良間島 前泊港東		
	調査日		H30.11.12		H30.11.13		-		
種類			個数(個)	容量(L)	個数(個)	容量(L)	個数(個)	容量(L)	
1.プラスチック類	ペットボトル	1,000cc未満	ラベル有	587	2,000	265	1,000	852	3,000
			ラベル無	977		514		1,491	
		1,000cc以上	ラベル有	44	730	23	300	67	1,030
			ラベル無	229		124		353	
	合計			1,837	2,730	926	1,300	2,763	4,030
	漁業用バイ	直径20cm未満	青色(中)	19	300	8	100	27	400
			青色(小)	167		35		202	
			オレンジ	72		12		84	
			その他	364		35		399	
		直径20cm以上	黒色	24	1,200	21	1,000	45	2,200
			赤・黄・橙色	12		10		22	
	合計			668	1,500	135	1,100	803	2,600
	漁具・漁網・ロープ			-	500	-	150	0	650
	その他プラスチック			-	2,000	-	1,500	0	3,500
	ライター			31	1	-	-	31	1
ポリタンク			1	20	-	-	1	20	
ビニール製イベント用風船			-	-	-	-	0	0	
プラスチック類の合計			2,537	6,751	1,061	4,050	3,598	10,801	
2.発泡スチロール類	バイ		78	2,000	56	4,000	134	6,000	
	その他		-	2,000	-	1,000	0	3,000	
発泡スチロール類の合計			78	4,000	56	5,000	134	9,000	
3.ゴム類			-	300	-	150	0	450	
4.紙類			-	-	-	-	0	0	
5.布類			-	-	-	-	0	0	
6.ガラス・陶磁器類	電球		12	5	4	6	16	11	
	蛍光灯		4	5	3	3	7	8	
	その他		-	180	-	80	0	260	
7.金属類	飲料缶		18	5	65	25	83	30	
	その他		-	40	-	30	0	70	
8.木類	加工木、パレット等(人工系)		-	-	-	-	0	0.0	
	流木、灌木(自然系)		-	-	-	-	0		
9.医療系廃棄物	バイアル		-	-	1	-	1	0.5	
	注射器・針		2	0.4	-	0.1	2		
	その他		-	-	-	-	0		
10.オイルボール・廃油・廃液			-	-	-	-	0	0	
11.その他(粗大ゴミ等)			-	-	-	-	0	0	
合計			2,651	11,285.9	1,190	9,344.1	3,841	20,630.0	

注)「-」は、未測定、または、確認なしを示す。

平成 31 年度予算及び事業の早期執行について

1 平成 31 年度（2019 年度）海ごみ関連予算について

- ・環境省は、平成 31 年度当初予算で 4 億、平成 30 年度 2 次補正予算で 31 億要求。
- ・回収処理を実施する都道府県は、平成 30 年度 2 次補正予算で対応予定。
- ・平成 30 年度 2 次補正予算は国土強靱化のための予算として措置されているため、不要、不急な場所を回収箇所として選定しないようにと環境省から指示。
- ・平成 31 年度の内示時期は 2 月末頃予定。

2 回収処理の早期執行及び効率的な実施について

- ・平成 31 年度は 4 月 1 日に環境省から交付決定を受けられるよう調整中。
- ・4 月 1 日時点で各部に分任、令達する予定であるので、4 月～5 月での早期執行も検討して頂きたい。
- ・過去 2 年、宮古土木事務所が発注した事業について、入札不調が相次いでいる。年度末になると、作業を実施する業者や廃棄物受け入れ業者も多忙になり、対応できなくなる可能性がある。
- ・環境省は、回収必要性の吟味、効率的取り組みを実施している都道府県には、優先的に補助金を交付するとの意向である。

3 海岸漂着危険物対応マニュアルの作成について

- ・ガスボンベや内容物不明のポリタンクなど、危険性のある漂着物が見つかった場合の対応マニュアルについて作成予定である。
- ・ガスボンベの対応方法については、県産業政策課若しくは沖縄県高圧ガス保安協会に確認することが望ましい。



海岸漂着物等地域対策推進事業

2019年度予算(案) 400百万円 (400百万円)
平成30年度第2号補正予算(案) 3,100百万円

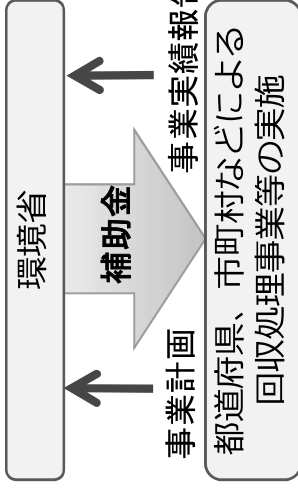
資料3-1

背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

(補助率)

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1 / 2、定額※（※流域圏を含む地域計画を策定する場合は100万円を上限とする補助。2023年度までの時限措置。）
 - 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9 / 10 ~ 7 / 10
- さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置

期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来にわたって海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

イメージ

漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境 沿岸居住環境 船舶航行 観光・漁業



海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランテニアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、
海洋環境の保全を図る。

概要：平成30年7月豪雨等の記録的豪雨を踏まえ、大量に発生した漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等の課題に対応するために、全国の海岸や港湾施設等における漂流・漂着物等の回収・処理等を行う緊急対策を実施する。

府省庁名：環境省

漂流・漂着物等の回収・処理

箇所：37都道府県の海岸・港湾

○海岸漂着物処理推進法第14条に基づく地域計画を作成している都道府県。

期間：2020年度まで

実施主体：都道府県、市町村

内容：漂流・漂着物等の回収・処理等を行うことにより、再漂流や散乱を防止し、船舶の航行や漁業操業、交通インフラに支障が生じることを防止

達成目標：台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸線の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗



機構ホーム	アスベスト(石綿)健康被害の救済	汚染負荷量試算金申告のご案内	大気環境・ぜん息などの情報館	環境研究総合推進費	地球環境基金の情報館	PCB廃棄物処理助成業務	最終処分場維持管理積立金管理業務
-------	------------------	----------------	----------------	-----------	------------	--------------	------------------

地球環境基金とは 基金へのご支援 助成について 研修・講座について 全国ユース環境ネットワーク JFGE ENGLISH

機構ホーム > 地球環境基金の情報館 > 助成について > 助成金の募集 > 募集の流れ > 平成31年度地球環境基金助成金募集のお知らせ

▶▶ 助成について

平成31年度地球環境基金助成金募集のお知らせ



平成31年度地球環境基金助成金を募集いたします。

環境再生保全機構は、国の出資金と民間からの寄付金により基金（地球環境基金）を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、日本国内外の民間団体（NGO・NPO）が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動（実践活動、知識の提供・普及、調査・研究等）に対し、助成金の交付を行っています。

環境保全活動に意欲的に取り組まれている団体が積極的に応募されることを期待しています。

昨年度との変更点

- 受付期間の早期化（昨年よりも1週間程度早くなります）
募集案内公表 平成30年10月5日(金)
受付期間 平成30年11月5日(月)～平成30年12月5日(水) 新規・継続共通
内定予定 平成31年3月上旬頃（予定）
- SDGs（持続可能な開発目標）に係る要望書様式の変更
要望書に、要望する活動に該当するSDGsの目標及びターゲットの項目を記載する様式を追加しました。
- 要望書類提出先及び提出方法の変更
事務効率化の観点から、今回より受付業務を外部委託することといたしました。
提出先及び当機構へ持参されましても受け付けることができませんのでご注意ください。
詳しくは『募集期間』をご覧ください。

地球環境基金助成金では、以下の8種類の募集を行います。

- (1) はじめる助成**
地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からの環境保全のボトムアップの充実を目指す支援制度
- (2) つづける助成**
地域に根ざすことなどを目標して始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援する制度
- (3) ひろげる助成**
課題解決能力等に広さをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援制度
- (4) フロントランナー助成**
日本の環境NGO・NPOが中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援制度
- (5) プラットフォーム助成**
日本の環境NGO・NPOが他のNGO・NPOなどと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援制度
- (6) 復興支援助成**
東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通して、これら地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度
- (7) 特別助成**
東京2020大会の開催に向け、環境面でレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す支援制度
- (8) LOVE BLUE助成**

助成について
助成金の募集
募集の流れ
Q&A
募集案内（PDFファイル/7.27MB）
募集案内（LOVE BLUE助成）（PDFファイル/5.57MB）
要望書関係様式のダウンロード
助成金説明会
交付・支払申請など
助成先
助成団体の検索

**環境NGO・NPO
オンラインデータベース**

環境保全活動を行っている日本の団体情報を検索・閲覧することができます。

情報コーナー
報告書
広報資料
NGO・NPO向け融資情報
リンク集

集まれ! GreenFriends
子どものための環境学習情報サイト

adobe readerダウンロード
PDF形式のファイルはadobe readerが必要です。

(一社) 日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト
 ※LOVE BLUE助成について、詳しくはこちらをご覧ください

募集期間

平成30年11月5日(月)～平成30年12月5日(水) 新規・継続共通

提出先は以下のとおりとし、提出方法は「レターバックプラスまたはレターバックライト」のみの受付とさせていただきます。(海外からの送付を除く。)

提出先及び当機構へ持参されましても受け付けることができませんのでご注意ください。

提出先

平成31年度地球環境基金助成金交付要望書受付事務局
 〒462-0861 愛知県名古屋市中区辻本通1-11
 株式会社プロセスユニーク内
 TEL: 052-914-1374
 FAX: 052-915-1523

助成の対象となる団体

「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体」が対象であり、具体的には次の団体が対象となります。

- (1) 一般社団法人若しくは一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人(公益社団法人若しくは公益財団法人を含む)又はこれに準ずる非営利法人((2)に該当するものは除く。)
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 法人格を有していない民間団体で一定の要件を満たすもの

助成の対象となる活動

民間団体が行う環境保全に資する活動で、次のいずれかに該当するものです。

- イ. 国内に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動
 - ロ. 海外に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動
 - ハ. 国内に主たる事務所を有する民間団体による国内における環境の保全を図るための活動
- ※当基金以外の国又は国の機関から補助・助成等を受ける活動等は除かれます。

募集の種類等

助成金交付要望に当たっては、次の種類に応じて募集を行います。

(1) はじめる助成

助成期間	1年間(1団体1回限り)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 地域に根ざした活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・ 団体設立から10年以下であること ・ 過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと
年間助成金額	50万円～300万円(イ・ロ・ハ案件)

(2) つづける助成

助成期間	最大3年間(1団体1回限り)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・ 様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・ 直近3年間にはじめる助成(旧入門助成)を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること
年間助成金額	50万円～300万円(イ・ロ・ハ案件)

(3) ひろげる助成

助成期間	最大3年間(ひろげる助成を連続して6年間受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません)
対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に資する活動 ・ 団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること

年間助成金額	200万円～800万円（イ案件） 200万円～600万円（ロ・ハ案件）
--------	--

（４）フロントランナー助成

助成期間	原則3年間（要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。ただし、フロントランナー助成を5年間受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）
対象となる活動	新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 主たる事務所を日本国内に有していること 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	600万円～1,200万円（イ・ハ案件）

（５）プラットフォーム助成

助成期間	最大3年間（国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。）
対象となる活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること 事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	200万円～800万円（イ・ハ案件）

（６）復興支援助成

助成期間	最大3年間
対象となる活動	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	100万円～500万円（ハ案件）

（７）特別助成

助成期間	原則1年間
対象となる活動	大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、持続可能な社会づくり等に取り組む活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
年間助成金額	200万円～600万円（ハ案件）

（８）LOVE BLUE助成

助成期間	最大3年間
対象となる活動	清掃活動など、水辺の環境保全活動
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
年間助成金額	継続分を含む寄附総額の範囲内（1年間あたり） ※平成31年度は総額1350万円（ハ案件）

審査重点事項など

平成31年度の審査に当たっては、下記（１）～（７）の事項を優先的に配慮して採択案件の選定を行います。（LOVE BLUE助成を除く。）

【活動分野の配慮事項】

- 地球温暖化防止に資する活動
- 生物多様性の保全に資する活動
- 循環型社会の形成に資する活動
- 有害物質による被害防止のための取組
- 東日本大震災及び熊本地震に関連する環境保全活動への支援

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

- パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動
- 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動
- 国際的な視点を持つ活動

【海洋ごみ対策への重点的な支援】

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の活動を重点課題としています。
詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

助成の対象となる活動の期間

平成31年(2019年)4月1日～2020年3月31日

募集案内の入手方法

環境再生保全機構ホームページからダウンロードできます。

また、印刷物も作成しますので入手を希望される方は下記までご連絡下さい。

お問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階
TEL : 044-520-9505 FAX : 044-520-2192

▲ このページの先頭へ



[プライバシーポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#) | [著作権・リンクについて](#) | [ソーシャルメディアポリシー](#) | [基本方針\(特定個人情報等\)](#)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金部

TEL : 044-520-9505 FAX : 044-520-2192 法人番号 : 8020005008491

Copyright, Environmental Restoration and Conservation Agency. All rights Reserved.

地球環境基金は、 海洋ごみ対策を重点的に支援しています。



海洋ごみ問題が深刻化しています。

海域においてマイクロプラスチックが海洋環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあること及びその処理が困難であることから、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策は喫緊の課題になっています。

このままでは、次のような被害が想定されます。

- ・生態系を含めた海洋環境への影響
(海洋生物によるごみの誤飲・誤食、海浜植物の成長阻害など)
- ・船舶航行への影響
- ・観光・漁業への影響
- ・沿岸域居住環境への影響

現在、日本国内の海岸にさまざまなごみが漂着しています。

海岸での漂着ごみの事例



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

漂着物の例



漁具



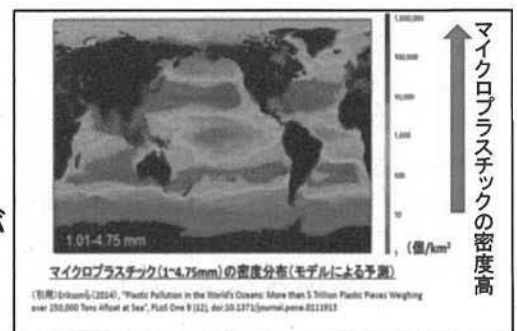
ポリタンク



洗剤容器

海洋ごみは、日本国内だけでなく、
地球規模の問題です。

海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっており、北極や南極でもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もあります。



海洋ごみには陸上起因のものも多く、海洋ごみ対策として、日常におけるプラスチックの使い方についても考えていく必要があります。

—マイクロプラスチックとは—

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。マイクロサイズで製造されたプラスチックによるものと、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されてマイクロサイズになったものがあります。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

国は海洋ごみ問題対策を推進しています。

- ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)
マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止
- ・海外漂着物処理推進法改正(平成30年6月15日改正)
海洋環境の保全の観点等の追加、マイクロプラスチック対策など
- ・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)
プラスチック資源循環戦略の策定など

また、国は、海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして「民間団体等の多様な主体の適切な役割分担と連携の確保(海岸漂着物対策を総合的克効果的に推進するための基本的な方針(平成22年3月30日閣議決定))」を柱の一つとして掲げており、海洋ごみ対策において、環境NGO・NPO等の民間団体に期待される役割は非常に大きいものとなっています。

このような状況を踏まえて、

地球環境基金では、平成31年度助成金募集に当たり、
重点配慮事項として「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策」を掲げました。



(想定される助成活動の一例)

- ・実践(海辺におけるごみの清掃活動、プラスチック容器のリデュース、リサイクル)
- ・調査研究(海洋ごみの分布、生態系への影響)
- ・知識の提供・普及啓発(プラスチック容器のリデュース、分別意識向上、リサイクル)
- ・海洋ごみに関する国際連携 など

平成30年度助成活動事例

ひろげる助成

一般社団法人JEAN
「海のプラごみ汚染問題解決に向けた連携ワークショップの開催と普及啓発活動の拡大」(280万円)



マイクロプラスチックの分類作業

LOVE BLUE助成

(特非)グリーンパートナーおかやま
「海ごみから流域環境を考えるプロジェクト」(100万円)

平成31年度地球環境基金助成金では、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の活動を重点課題としていますので、助成金要望書類の提出をお待ちしています。
要望書類の提出について、詳しくは募集案内をご覧ください。

お問い合わせ

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 地球環境基金課
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階
TEL/044-520-9505 FAX/044-520-2192

